○北海道開発局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日　北海道開発局長　澤田　和宏

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
	一般国道　二百四十三号	北海道野付郡別海町別海常盤町から同町奥行まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
	〃　〃	北海道野付郡別海町奥行から同町奥行まで	〃
	〃　〃	北海道野付郡別海町奥行から根室市明郷まで	〃
	〃　〃	根室市明郷から同市厚床二丁目まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　山森　誠司

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十五年十月十日から本協定の存続する日まで

同　高鳩　智光　同　山内　由光

平成二十六年司法試験考査委員の併任を解除する。

平成二十六年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上一月十日）

人事異動

法務省

（やまなし地方裁判所判事補兼やまなし家庭裁判所判事補兼やまなし簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　山崎　雄大

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省民事局付）に併任する

検事　飯島　泰

平成二十六年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十月三十一日まで

平成二十六年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十月三十一日まで

平成二十六年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十月三十一日まで

平成二十六年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十月三十一日まで

同　大原　義宏

平成二十六年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十月三十一日まで

平成二十六年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十月三十一日まで

財務省

（国際局次長）財務事務官　梶川　幹夫

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（一月十七日）

（国際局次長）財務事務官　梶川　幹夫

国際局長事務代理を免ずる（一月十八日）

（国税庁次長）財務事務官　藤田　利彦

国税庁長官稲垣光隆外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（一月十九日）

（大臣官房審議官）財務事務官　後藤　真一

関税局長兼税関研修所長宮内豊外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（一月二十日）

官庁報告

法務

公証人任免

那覇地方法務局所属公証人仲嶺**真**勝は願により公証人を免ぜられた。

與那覇朝則は公証人に任命され、那覇地方法務局所属公証人仲嶺**真**勝の後任を命ぜられた。（以上一月五日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る関東地方交通審議会の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第１号

関東地方交通審議会から関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231－8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

平成26年1月24日

関東運輸局長　原　喜信

関東地方交通審議会の意見要旨

「関東漁業（沖合底びき網）最低賃金」を次のようにすること。

1　適用する地域　関東運輸局の管轄区域

2　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

3　適用する船員　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記５に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4　適用する期間　沖合底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5　第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　183,800円

（月払いとする。）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6　最低賃金に算入しない賃金

(1)　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

(2)　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われる作業手当、欠員手当など

(3)　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(4)　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(5)　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

「関東漁業（大中型まき網）最低賃金」を次のようにすること。

1　適用する地域　関東運輸局の管轄区域

2　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

3　適用する船員　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記５に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4　適用する期間　大中型まき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。